別記様式第7号(第6条関係)

空き家等の適正管理に関する命令書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

美唄市長　　　　　　　　　　印

あなたが所有又は管理する下記の空き家等については、　　年　　月　　日付　　第　　号により改善の措置を講じるよう勧告しましたが、現在もなお改善されていませんので、美唄市空き家等の適正管理に関する条例(平成26年条例第3号)第8条の規定により、　　年　　月　　日までに措置を講じるよう命令します。

なお、この命令に従わないときは、同条例第9条第1項の規定により、あなたの住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)、空き家等の所在地、命令の内容等を公表することがあります。

記

1　空き家等の所在地及び概要

　 　所在地

　 　概　要

2　命令の理由

3　命令事項

|  |
| --- |
| 教示  　1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。  　2　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市(訴訟において市を代表する者は市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。  　　 なお、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |